

令和6年度 まちづくり活動関係補助・支援制度一覧【団体対象分】

目 次

番号	事業名	問い合わせ先
1	まちづくり活動費補助金	加東市人権協働課 TEL 43-0544
2	地区公共施設建設等補助金	
3	住民学習助成金	
4	人権出前講座	
5	在住外国人生活支援事業	
6	生涯学習サポーター倶楽部	加東市生涯学習課 TEL 43-0545
7	市政出前講座	加東市企画政策課 TEL 43-0389
8	安全安心のまちづくり活動補助金	加東市防災課 TEL 43-0403
9	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	加東市高齢介護課 TEL 43-0440
10	まちづくり活動費補助金(敬老会事業)	
11	手話っこ講座	加東市社会福祉課 TEL 43-0070
12	ミニ手話講座	
13	単発講座	

目 次

番号	事業名	問い合わせ先
14	資源ごみ集団回収運動奨励金	加東市生活環境課 TEL 43-0503
15	ごみ収集箱設置事業補助金	
16	公共施設アドプトプログラム	加東市土木課 TEL 43-0504
17	生活道路整備補助金	
18	土地改良事業補助金	加東市農地整備課 TEL 43-0519
19	農作物等獣害防護対策事業補助金	
20	鳥獣被害防止総合対策事業	
21	鳥獣被害防止サポーター派遣支援事業	
22	森林整備事業	
23	地域伝統文化振興支援事業	加東市人事課 TEL 43-0412
24	小地域福祉活動推進地区活動助成金	加東市社会福祉協議会 TEL 42-2006
25	ボランティアグループ活動助成金	
26	加東市善意銀行福祉活動支援配分金	

目 次

番号	事業名	問い合わせ先
27	コミュニティ助成事業 (1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)地域防災組織育成助成事業 (4)青少年健全育成助成事業 (5)地域づくり助成事業 (6)地域の芸術環境づくり助成事業 (7)地域国際化推進助成事業	加東市人権協働課 TEL 43-0544
28	地域再生アドバイザー制度	
29	地域活性化事業	
30	南北交流促進事業	
31	北播磨地域づくり活動応援事業(一般枠)	兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課 TEL 42-9516
32	高校生ふるさと活性化事業	
33	伝統文化親子教室事業	加東市生涯学習課 TEL 48-3046

目 次

番号	事業名	問い合わせ先
34	地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)	加東市生涯学習課 TEL 48-3046
35	ひょうごアドプト	加東市土木課 TEL 43-0504
36	加東市河川区域内環境保全事業補助金	

令和6年度 まちづくり活動関係補助・支援制度一覧【団体対象分】

制度の詳細等は各担当（備考欄に記載の問い合わせ先）までお問い合わせください。

令和6年7月現在

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
1	まちづくり活動費補助金	加東市人権協働課	【自治組織分】 まちづくり協議会が行う、地域コミュニティを推進する活動に対し、補助金を交付する。	まちづくり協議会	活動・会議・事務等に要する経費	まちづくり協議会を構成する地域内の世帯数に応じて算出する	6月頃 ※今年度申請終了	【問い合わせ】 加東市人権協働課 TEL 43-0544
				【一般コース】 市内に活動拠点をもち団体		補助率6/10、上限20万円	【一次募集】 4月25日～5月24日 ※募集終了 【二次募集】 7月29日～8月30日	
			【応募活動分】 市民が「自ら考え、行う」、地域の活性化が図られる広域的な活動に対し、補助金を交付する。	【スタート応援コース】 市内に活動拠点をもち、設立後3年以内の団体		補助率10/10、上限20万円 団体設立から3年間補助する。（2年目以降も審査あり。3年目は補助率を8/10とする）		
			【テーマ解決コース】 市内に活動拠点をもち、市が定めたテーマに基づいて活動を行う団体	補助率10/10、上限30万円		4月1日～4月26日 ※募集終了		
			【継続支援コース】 市内に活動拠点をもち、テーマ解決コースの交付を2年間受けた団体					
2	地区公共施設建設等補助金	加東市人権協働課	地区公民館の建築や修繕、公共広場の整備等に対し、補助金を交付する。	自治会	①公民館の建築 ②公民館の大規模修繕等 ③公民館の一般修繕等（100万円以上） ④公共広場の整備（造成） ⑤公共広場の遊具等の設置	補助率 3/10、 上 限 ①500万円 ②200万円 ③100万円 ④150万円 ⑤50万円	8月頃に市から自治会へ次年度の事業実施予定を照会する。	【問い合わせ】 加東市人権協働課 TEL 43-0544
3	住民学習助成金	加東市人権・同和教育研究協議会	部落差別をはじめとした人権問題を解決するために、自治会ごとに住民が主体的に実施する住民学習会に補助金を交付する。	自治会	謝金、事務費、食糧費（昼食代は除く）、消耗品費	基礎額（15,000円）+世帯数割加算額（0円～45,000円）	6月末	【問い合わせ】 加東市人権協働課 TEL 43-0544
4	人権出前講座	加東市人権・同和教育研究協議会	任意団体などのグループが主催する人権研修会へ講師を派遣する。	各種団体	講師料	上限3万円	随時	【問い合わせ】 加東市人権協働課 TEL 43-0544
5	在住外国人生活支援事業	加東市人権協働課	①音声自動翻訳機の貸出 ②多言語への文書翻訳 ③通訳者派遣	自治会、各種団体	－	－	随時	【問い合わせ】 加東市人権協働課 TEL 43-0544
6	生涯学習サポーター倶楽部	加東市生涯学習課	市内に在住、在勤する個人および市内に活動拠点を置く自主活動グループや、自治会などが主催する講座やイベントなどに登録しているサポーター(講師等)を派遣する。	自治会、各種団体	－	－	随時	【問い合わせ】 加東市生涯学習課 生涯学習係 TEL 43-0545
7	市政出前講座	加東市企画政策課	市の職員が講師として、市の事業や取組について説明する。	自治会、各種団体	－	－	随時	【問い合わせ】 加東市企画政策課 TEL 43-0389

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対 象 者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備 考
8	安全安心のまちづくり活動補助金	加東市防災課	市民の安全安心に寄与する活動に対して補助金を交付する。	自治会、各種団体	①交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費 a.ウインドブレーカー、ベスト、帽子、腕章、タスキ、懐中電灯、誘導灯、ホイッスル、青色回転灯、マグネットシート等購入費及び保険加入費用 b.自転車用ヘルメット	① a.補助率 1/2、上限 5万円 b.補助率1/2、上限4千円	a.随時 b.令和6年7月1日より開始	【問い合わせ】 加東市防災課 TEL 43-0403
					②防犯・救命設備整備に必要な経費 a.防犯カメラ設置費用 b.センサーライト設置費用 c. A E D 設置費用 d. A E D 設置リース料	② a.補助率 2/3、上限 1箇所あたり14万円 b.補助率 1/2、上限 1箇所あたり5千円 c.補助率 1/3、上限 1台あたり10万円 d.補助率 1/3、上限 1台あたり2万円（年額）	随時	
					③火災予防設備の購入に必要な経費（地域による共同購入） a.家庭用消火器購入費用 b.家庭用火災警報器購入費用	③ a.補助率 1/2、上限 1台あたり3千円 b.補助率 1/2、上限 1台あたり5千円		
					④防災訓練、防災知識啓発に必要な経費	④補助率 2/3、上限 5万円		
					⑤防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費	⑤補助率 1/2、上限 10万円		
					⑥災害時等における情報伝達に必要な設備及び機器の整備又は購入に必要な経費	⑥補助率 1/2、上限 50万円		
					⑦災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費	⑦補助率 1/2、上限 10万円		
					⑧災害時に自主防災組織の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費 a.地区公民館等の耐震診断に必要な経費 b.地区公民館等の耐震工事に必要な経費	⑧ a.補助率 1/2、上限 50万円 b.補助率 1/2、上限 300万円		
					⑨地区が一時的な避難場所として指定する地区公民館等の非常用発電機の購入及び設置に必要な経費	⑨補助率 1/2、上限 30万円		
					⑩地区防災計画又は避難行動マニュアルに一時的な避難場所として位置づけられている地区公民館等への看板設置に必要な経費	⑩補助率 2/3、上限 5万円		
					⑪雨水貯留施設の購入に必要な経費	⑪補助率 1/2、上限 3万円		
					⑫水路改修に必要な経費 （浸水被害の解消）	⑫補助率 1/2、上限 なし		

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
9	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	加東市高齢介護課	老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に補助金を交付する。	老人クラブ 老人クラブ連合会	消耗品費、印刷製本費、謝金、食糧費等	老人クラブ 助成金 42,000円 活動強化推進事業 51,600円 ボランティア活動事業 11,000円 老人クラブ連合会 加盟人数によって算出する。	5月頃	【問い合わせ】 加東市高齢介護課 TEL 43-0440
10	まちづくり活動費補助金（敬老会事業）	加東市高齢介護課	まちづくり協議会が行う敬老事業に補助金を交付する。	まちづくり協議会	消耗品費、印刷製本費、謝金、食糧費等	まちづくり協議会を構成する地域内の地区数及び高齢者数に応じて算出する。	6月～7月頃	【問い合わせ】 加東市高齢介護課 TEL 43-0440
11	手話講座	加東市社会福祉課	市が講師として出張し、受講者は「聞こえないこと」についての知識、簡単な手話（あいさつ、趣味や家族といった自己紹介）を学ぶ（全10回）。	市民、市内の企業・団体、学校（受講者5名以上）	—	—	随時	【問い合わせ】 加東市社会福祉課 TEL/43-0070 FAX/42-6862
12	ミニ手話講座	加東市社会福祉課	市が講師として出張し、受講者は「聞こえないこと」についての知識、簡単な手話（あいさつ、自分の名前程度）を学ぶ（全3回）。	市民、市内の企業・団体、学校（受講者5名以上）	—	—	随時	【問い合わせ】 加東市社会福祉課 TEL/43-0070 FAX/42-6862
13	単発講座	加東市社会福祉課	市が講師として出張し、受講者は「聞こえないこと」についての知識を学び、簡単な手話や、手話うたを学ぶ（全1回）。	市民、市内の企業・団体、学校（受講者5名以上）	—	—	随時	【問い合わせ】 加東市社会福祉課 TEL/43-0070 FAX/42-6862
14	資源ごみ集団回収運動奨励金	加東市生活環境課	資源ごみの回収を実施する団体に対し奨励金を交付する。	自治会、PTA、保護者会その他、市内の地域を基盤として活動する団体	紙類、布類、金属類、リターナブル瓶等	集団回収 1 回：3,000円 回収資源ごみ 4 円/ 1 kg（年 3 回以内の実施）、 5 円/ 1 kg（年 4 回以上の実施）	随時	【問い合わせ】 加東市生活環境課 TEL 43-0503
15	ごみ収集箱設置事業補助金	加東市生活環境課	自治会等が設置するごみ収集箱の設置に要する経費の一部を助成する。	自治会等	ごみ収集箱の購入、設置費	ごみ収集箱 1 基当たり設置金額の 1/2（上限：10万円）	随時	【問い合わせ】 加東市生活環境課 TEL 43-0503
16	公共施設アドプトプログラム	加東市土木課	市が管理する道路・河川・公園等の公共施設の清掃美化活動に対し必要な資材を支給する。（年 3 回以上の活動実施が条件）	アドプトプログラムを2年以上継続して実施することができる自治会・各種団体で、構成員の過半数が市内に在住または在勤する 5 人以上の団体	活動に必要な物品および用具等を支給する。	支給基準 支給資材の数：参加人数が上限 軍手・ごみはさみ・ほうき・ちりとり・熊手・鎌等 花苗・肥料等：750円/m ² 草刈機の刃：300m/1枚 草刈機の燃料：300m/2ℓ	活動申し込み随時	【問い合わせ】 加東市土木課 TEL43-0504
17	生活道路整備補助金	加東市土木課	加東市生活道路認定要綱により認定を受けた道路の整備に要する経費の一部を市が補助する。	自治会	道路舗装工事・道路側溝工事・道路擁壁工事に係る経費の一部を支給する。	1 箇所当たり20万円以上の事業費（市査定額）の1/2以内	随時	【問い合わせ】 加東市土木課 TEL43-0504
18	土地改良事業補助金	加東市農地整備課	地区が実施する土地改良事業に要する経費に関し、補助金を交付する。	自治会 地区農会 水利組合 土地改良区	区画整理、かんがい排水施設の新設及び補修・改修、農道の新設及び補修・改修、ため池の補修・改修	補助率 40/100 （農道舗装の場合は20/100） 上限150万円 ※事業費20万円以上 ※事業費200万円以上の場合は国庫補助事業で実施できる場合がありますので、別途ご相談ください。	随時 ※前年度の8月～9月頃に要望調査を実施。この時に要望していなかった地区については、予算の範囲内で実施。	【問い合わせ】 加東市農地整備課 TEL 43-0519

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
19	農作物等獣害防護対策事業補助金	加東市農地整備課	地域ぐるみで防護柵等を設置する際の資材購入費に関し、補助金を交付する。	自治会 地区農会	電気柵、金網柵、 蹄行性有害鳥獣侵入抑制マット	補助率 資材購入費と補助基準単価から計算した事業費のいずれか低い金額に補助率をかけた金額 上限 100万円 ※受益面積が1ha以上のものが対象 補助基準単価 電気柵:140円/m(補助率:40%) 金網柵:1,200円/m(補助率:40%) 蹄行性有害鳥獣侵入抑制マット 2,300円/1列につき1m (補助率:50%)	随時 ※前年度の8月～9月頃に要望調査を実施。この時に要望していなかった地区については、予算の範囲内で実施。	【問い合わせ】 加東市農地整備課 TEL 43-0519
20	鳥獣被害防止総合対策事業	加東市農地整備課	地域ぐるみで山際等に設置する金網柵等について、資材の配布を行う。	自治会 地区農会	—	—	前年度の8月～9月頃に要望調査を実施	【問い合わせ】 加東市農地整備課 TEL 43-0519
21	鳥獣被害防止サポーター派遣支援事業	加東市農地整備課	鳥獣被害が発生している地区において、獣害の専門的な業者に調査等を依頼し、調査結果の説明会を実施し、地区に合った獣害対策の助言を行う。	自治会 地区農会	—	—	前年度の8月～9月頃に要望調査を実施	【問い合わせ】 加東市農地整備課 TEL 43-0519
22	森林整備事業	加東市農地整備課	山際の樹木等を伐採し、里山やバッファゾーン（人と野生動物の棲み分けのための緩衝帯）の整備を行う。	自治会	—	—	8月～9月頃に要望調査を実施 ※新規要望分はR11年度以降に実施予定	【問い合わせ】 加東市農地整備課 TEL 43-0519
23	地域伝統文化振興支援事業	一般財団法人兵庫県市町村職員互助会	構成市町の伝統文化保存団体及びその支援団体の伝承活動・後継者育成活動等を支援 (1)伝承者等の養成 (2)伝承用の用具衣装等の整備 (3)映像記録等の作成 (4)公開・交流活動	(1) 民法第34条の規定により設立された法人 (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 (3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体 ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること エ 団体活動の本拠となる事務所を有すること オ 市町、市町教育委員会の推薦を受けていること ※家元・流派が確立され、維持の見通しが立つような団体は除く。	(1)伝承者等の養成 (2)伝承用の用具衣装等の整備 (3)映像記録等の作成 (4)公開・交流活動 上記の活動に対し助成	1 団体100万円を上限に助成	例年 募集開始 2月下旬 申請締切 6月下旬	【問い合わせ】 加東市人事課 TEL 43-0412
24	小地域福祉活動推進地区活動助成金	加東市社会福祉協議会	自治会が行う小地域福祉活動(ふれあいきいきサロン(ふれあい喫茶)、見守り活動、ふれあい交流など)に対し、活動費を助成する。	自治会	活動に必要な経費 会議費 研修費	上限4万円	6月末	【問い合わせ】 加東市社会福祉協議会 TEL 42-2006
25	ボランティアグループ活動助成金	加東市社会福祉協議会	ボランティア活動が安定的、継続的に行われるようボランティアグループに対して活動費を助成する。	加東市ボランティアセンター(加東市社会福祉協議会)に登録するボランティアグループ ※活動歴、活動頻度、構成人員等の要件あり	講師謝金、会場使用料、消耗品費、通信運搬費、その他	上限3万円	6月末	【問い合わせ】 加東市社会福祉協議会 TEL 42-2006

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
26	加東市善意銀行福祉活動支援配分金	加東市社会福祉協議会	市内で地域福祉活動を行っている地区並びに団体等が新たに事業を展開しようとする場合や、活動を継続しようとする場合に、善意銀行を原資に配分する。	①すでに加東市内において地域福祉活動を継続して1年以上実施している地区及び団体 ②交付決定後、3年以上その活動を継続できる。 ※対象活動等 自立支援、生活支援、災害への備え	備品、消耗品費、報償費、通信運搬費、使用料並びにその他活動実施のために特に必要があると認められる費用	新規活動 1団体につき上限50万円 （配分金を受けた団体は以後3年間は新規活動申請不可） 継続活動 1団体につき上限20万円 （配分金を3年間連続して受けた団体は以後1年間申請不可）	7月1日～8月31日 ※応募がなければ下半期の10月1日～11月30日に再募集	【問い合わせ】 加東市社会福祉協議会 TEL 42-2006
27	コミュニティ助成事業							
	(1) 一般コミュニティ助成事業	(一財) 自治総合センター	コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に助成金を交付する。	自治会、協議会 等	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に必要な費用（建物、消耗品を除く）	上限額250万円	9月頃に市から自治会へ次年度の申請案内を送付する。	市（人権協働課）を通じて申請 TEL 43-0544
	(2) コミュニティセンター助成事業				集会施設の建設、大規模修繕、備品の整備に必要な費用	補助率6/10以内、上限1,500万円		
	(3) 地域防災組織育成助成事業				ア 自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に必要な費用 イ への事業に必要な資器材等の整備に必要な費用 イ 消防団育成 ウ 女性防火クラブ育成 エ 幼年消防クラブ育成 オ 女性消防隊育成 カ 少年消防クラブ育成	ア 上限200万円 イ 上限100万円 ウ 上限100万円 エ 上限40万円 オ 上限100万円 カ 上限100万円		
	(4) 青少年健全育成助成事業				青少年の健全育成のための、親子を対象としたスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等に必要な費用	上限100万円		
	(5) 地域づくり助成事業				ア 共生の地域づくり 全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための設備等の整備に関する事業に必要な費用 イ 活力ある地域づくり 地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する事業に必要な費用	ア 上限1,000万円 イ 上限200万円		
	(6) 地域の芸術環境づくり助成事業				文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業に必要な費用	上限500万円		
	(7) 地域国際化推進助成事業				地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業に必要な費用	上限200万円		
28	地域再生アドバイザー制度	兵庫県企画部地域振興課	活性化に向けた住民意識の醸成、組織体制や運営方針の検討等のため、アドバイザーを派遣する。	自治会、まちづくり協議会 等	—	派遣期間：概ね1年間 派遣回数：計6回程度	随時	市（人権協働課）を通じて申請 TEL 43-0544
29	地域活性化事業	東播磨流域文化協議会 （東播磨県民局県民躍動室県民課）	歴史・文化等の伝承、地域資源の再発見につながる活動に補助金を交付する。	各種団体	印刷費、消耗品費、通信費、保険料 等	上限15万円	例年7月～8月頃	市（人権協働課）を通じて申請 TEL 43-0544

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
30	南北交流促進事業	東播磨流域文化協議会 (東播磨県民局県民躍動 室県民課)	東・北播磨地域の内外の人々の交流を促進する 事業に補助金を交付する。	各種団体	印刷費、消耗品費、通信費、保険料 等	上限50万円	例年7月～8月頃	市（人権協働課）を通じて 申請 TEL 43-0544
31	北播磨地域づくり活動応援事業（一般 枠）	北播磨県民局県民交流室 県民・商工観光課	地域団体等がネットワークを広げること等により、 地域課題の解決を図り、地域を活性化する取 組に対して補助金を交付する。	自治会等、地域活動に取り組ん でいる各種団体	講師謝金、印刷製本費、活動資材費、使用料 等	上限30万円	2月19日～3月22日 ※今年度分募集終了	【問い合わせ】 兵庫県北播磨県民局県民 交流室県民・商工観光課 TEL 42-9516
32	高校生ふさと活性化事業	北播磨県民局県民交流室 県民・商工観光課	北播磨地域の高校生が地域との連携や協働、 交流を図りながら行う地域の魅力の発信など、 ふるさと活性化につながる取組に対して補助 金を交付する。	北播磨地域の高等学校、高校 生が主体の各種団体	講師謝金、印刷製本費、活動資材費、使用料 等	上限20万円	【一次募集】 2月19日 ～ 3月22日 ※募集終了 【二次募集】 3月25日 ～ 7月31日 【三次募集】 8月1日 ～ 11月29日	【問い合わせ】 兵庫県北播磨県民局県民 交流室県民・商工観光課 TEL 42-9516
33	伝統文化親子教室事業	文化庁	次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工 芸技術、邦楽、日本舞踊、草道、茶道、食文 化、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活 動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を 提供する取組に対して支援を行うことにより、伝 統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人 間性のかんよう（涵養）に資することを目的とし て本事業を実施する。	伝統文化等の振興等を目的とす る団体であり、かつ、次のいずれか に該当する団体。 （１）一般社団法人・一般財 団法人 （２）公益社団法人・公益財 団法人 （３）特定非営利活動法人 （４）法人格を有しないが、次の 要件をすべて満たしている団体 ・定款、規約等を有すること ・団体の意思を決定し、執行する 組織が確立されていること ・自ら経理し、監査する組織を有 すること ・団体活動の本拠としての事務所 等を有すること	次代を担う子供たちを対象に、伝統文化等に関する 活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び 教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、 地域で開催される行事等へ参加する取組が対象。 ※詳細については令和6年度実施要項参照のこと http://www.oyakokyoshitsu.jp/	教室の参加人数（子供）の規模に応じて必要な経費を 支給するため、要望上限額を下記のとおり設定する。 参加人数（子供）／要望上限額 10～19人の教室：30万円 20～29人の教室：35万円 30～39人の教室：40万円 40～49人の教室：45万円 50人以上の教室：50万円	要望提出締切：例年11月頃	【問い合わせ】 加東市生涯学習課 文化財係 TEL 48-3046
34	地域文化財総合活用推進事業（地域 伝統行事・民俗芸能等継承振興事 業）	文化庁	地域の礎である伝統行事や民俗芸能等は、担 い手が減少し行事等の継承が困難になっている 一方で、地域活性化等に資する役割が認識さ れ、その積極的な活用が期待されている。こう した状況を踏まえ、用具の修理・後継者養成な ど、各地域の実情に応じた取組に対して補助金 を交付し、地域の伝統行事等の基盤整備を支 援するとともに、収益機能の強化や官民連携の 取組を促すことにより、地域活性化の推進及び 経済波及効果の拡大を図ることを目的とする。	地域の文化遺産の所有者、保護 団体（保存会）等によって構成 される実行委員会等	（１）継承枠（補助対象経費の上限：1,000 万 円） ①用具等整備事業 ②後継者養成事業 ③記録作成・情報整備事業 （２）振興枠（補助対象経費の上限：5,000 万 円） ①用具等整備事業 ②後継者養成事業 ③記録作成・情報整備事業 ※詳細については令和6年度実施要項参照のこと http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ joseishien/chiiki_kasseika/	補助対象経費の85%を上限額として要望が可能。 ただし、応募状況や予算の編成状況等によって補助率を 引き下げることがある。	要望提出締切：例年12月頃	【問い合わせ】 加東市生涯学習課 文化財係 TEL 48-3046
35	ひょうごアドプト	兵庫県北播磨県民局 加東 土木事務所企画調整担当	県が管理する道路・河川・公園等の清掃美化 活動に対し必要な資材を支給する	自治会・各種団体	活動に必要な資材等を支給する	用具・資材提供品 軍手・ほうき・ちりとり・鎌・草刈機の刃・花苗・苗木・肥料等	活動申し込み随時	【問い合わせ】 兵庫県北播磨県民局加東 土木事務所 企画調整担当 TEL42-9383 加東市土木課 TEL43-0504

番号	事業名	事業実施主体	事業概要	対象者	補助対象経費	補助率・上限等	申請の時期	備考
36	加東市河川区域内環境保全事業補助金	兵庫県北播磨県民局河川砂防課 加東市土木課	県が管理する河川の除草作業等美化活動に要する経費の一部を補助する。	県が管理する河川区域に接する地域で、事業を実施する自治会・団体	活動推進費及び事業に要した経費（作業面積に応じた額）を支給する。	事業推進費 1地区当たり30,000円以内 事業経費 作業面積1㎡当たり10円以内	6月頃	【問い合わせ】 加東市土木課 TEL43-0504

上記以外にも、補助事業がある場合があります。各担当までお問い合わせください。